

## 東北学院大学学術振興会規程

(設置)

**第1条** 東北学院大学（以下「本学」という。）に東北学院大学学術振興会（以下「振興会」という。）を置く。

(目的)

**第2条** 振興会は、本学における研究及び教育の成果発表を促進し、本学の学術研究及び教育を振興することを目的とする。

(会員)

**第3条** 振興会は、本条に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本学に在籍する専任教員
- (2) 学生会員 本学に在籍する学部学生及び大学院生

(事業)

**第4条** 振興会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学部（教養教育センターを含む。以下同じ。）の機関誌の刊行
- (2) 正会員が学術研究書を刊行する際の出版助成
- (3) 講演会、研究会等の学術的会合の開催
- (4) 学生会員が、国内の学会及び各種研究発表会において発表する際の交通費及び宿泊費の補助
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号に定める機関誌は、別表に定める学部及び学科において刊行する。

(役員)

**第5条** 振興会は、次の役員を置く。

	役員	選出方法
(1)	会長 1名	学長をもって充てる。
(2)	副会長 2名	副学長（総務担当）及び副学長（学務担当）をもって充てる。
(3)	学部から選出される委員 16名	各学科及び教養教育センターから1名ずつとする。
(4)	部会長	学部から選出された委員の中から会長が指名する。
(5)	会計委員	学部から選出された役員の中から会長が指名する。

(6) 委員 2名	学務部長及び研究支援部長をもって充てる。
-----------	----------------------

2 第1項第3号及び第4号並びに第5号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会)

**第6条** 振興会に、役員会を置く。

2 役員会は、毎年度1回開催する。ただし、本会の事業の実施に関する事項を審議するため、必要があると認められるときは、随時、開催することができる。

3 役員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 振興会の事業報告及び事業計画に関する事項
- (2) 振興会における経費の使用に関する事項
- (3) 振興会の予算及び決算に関する事項
- (4) 振興会にかかわる規程等の改廃及び制定に関する事項
- (5) 振興会における各部会の委員の選任
- (6) その他振興会の目的を遂行するために必要と認められる事項

4 役員会は、前条第1号の役員全員をもって組織し、その過半数の出席により成立する。

5 会長は、役員会を招集し、議長となる。

6 会長に事故があるときには、副会長（副学長（総務担当））が、その職務を代行する。

7 学生会員の代表者は、役員会からの要請又は学生会員の要望に応じ、役員会に陪席することができる。その場合における学生会員の代表者は、学生会常任委員会の構成員より選出する。

8 役員会の議決は、出席した構成員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(運営委員会)

**第7条** 振興会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 振興会の運営に関する事項
- (2) 役員会の審議事項に関する原案の作成

3 運営委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(3) 部会長 3名

(4) 会計委員 1名

(5) 研究支援部長 1名

4 運営委員会の委員長は、副学長（学務担当）をもって充てる。

5 運営委員会の副委員長は、副学長（総務担当）をもって充てる。

6 運営委員会の委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。

7 委員長に事故があるときには、副委員長がその職務を代行する。

8 運営委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって行う。

(部会)

**第8条** 振興会には、次の各号に掲げる部会を置き、各部会は当該各号に定める事項について審議する。

(1) 機関誌部会 学部又は学科の機関誌の編集、審査、刊行、配布等に関する事項

(2) 出版部会 専任教員が刊行する学術研究書の審査及び出版助成に関する事項

(3) 学生支援部会 学部の演習等、履修学生の学外発表に対する審査及び補助に関する事項

2 各部会の委員は、若干名とし、役員会において選出する。

3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、議長となる。

4 部会の議決は、出席した部会員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長が決すところによる。

(会計)

**第9条** 振興会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

2 振興会の会計監査は、本学が実施するものとする。

(会費)

**第10条** 振興会は、会員から年度ごとに会費を徴収する。

2 前項に規定する年会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 正会員 年額 800円

(2) 学生会員 年額 500円

3 会員は、前項に規定する年会費を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月に一括して納入するものとする。

(1) 正会員 毎年6月

(2) 学生会員 毎年4月

- 4 納入済みの年会費は、原則として返還しない。
- 5 特別な事由により必要と認められる場合には、役員会の議を経て会費の納入を免除することができる。

(退会)

**第11条** 会員は、次の事由のいずれかに該当するとき、会員資格を喪失する。

- (1) 本学に在籍する専任教員が退職したとき、又はその雇用契約が終了したとき。
- (2) 本学を卒業もしくは修了し、又は単位取得を満了して退学したとき。

(経費)

**第12条** 振興会の経費は、会費をもって充てる。

- 2 振興会は、第4条に規定する事業を遂行するための経費を支出することができる。

(学術情報リポジトリへの登録及び公開の許諾)

**第13条** 第4条第1項第1号の機関誌に投稿される著作物については、東北学院大学学術情報リポジトリへの登録及び公開の許諾が得られていることを掲載の条件とする。

(事務)

**第14条** この規程に関する事務は、研究支援部研究支援課において処理する。

(改廃)

**第15条** この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、2024年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、東北学院大学学術研究会規程（昭和45年3月31日制定第2号）、及び東北学院大学工学会規程（昭和40年4月1日施行第10号）を廃止する。
- 3 振興会が刊行する機関誌の表題については、学部又は学科が役員会に報告し、役員会の承認を得るものとする。

**別表**（第4条第2項関係）

学部及び学科	刊行回数
文学部英文学科	年2回以内
文学部総合人文学科	
文学部歴史学科	
文学部教育学科	

経済学部

経営学部

法学部

工学部

教養学部

地域総合学部

情報学部

人間科学部

国際学部

教養教育センター

